

土地改良法等の一部を改正する法律案の概要

背景

- 今後、高齢化の進行に伴い、農地中間管理機構への貸付けは増加する見込み。その際、基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けられないおそれ。
一方、農地中間管理機構に貸し付けた所有者は基盤整備のための費用を負担する用意はなく、このままでは基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性。
 - 国土強靱化基本法を踏まえ、国・地方公共団体の判断による、農業用排水施設の耐震化事業の迅速な実施が求められている状況。土地改良施設の突発事故が年々増加。
- ⇒ 農用地の利用集積の促進、防災・減災対策の強化等に資するよう、土地改良制度の仕組みを見直すことが必要。

法案の概要

農用地の利用の集積の促進に関する措置

(土地改良法・農地中間管理事業法)

- 農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県営事業として、農業者の費用負担や同意を求めない基盤整備事業を実施できる制度を創設

〔 第87条の3、第91条、第91条の2及び第92条の2 〕

公共性・公益性の観点から、

- ① 農地中間管理機構が借り入れている農地で、かつ、一定規模以上の面的まとまりがあること
 - ② 農地中間管理機構の借入期間が相当程度あること
 - ③ 担い手への農用地の集団化が相当程度図られること
 - ④ 事業実施地域の収益性が相当程度向上することを要件とする。
- 併せて、農用地区域からの除外規制強化のための措置等を講ずる。

防災及び減災対策の強化に関する措置

(土地改良法)

- 農業用排水施設の耐震化を目的として国又は地方公共団体が急速に行う土地改良事業の創設

(第87条の4)

〔 事業参加資格者の申請なく実施できることとし、その費用負担・同意は原則として不要 〕

- 土地改良施設の突発事故被害の復旧事業に係る手続の簡素化

〔 第2条、第49条及び第87条の5 〕

- 除塩事業を土地改良法上の災害復旧事業として位置付け

(第2条)

事業実施手続の合理化に関する措置

(土地改良法・水資源機構法)

- 国又は都道府県が行う土地改良事業の申請人数の要件(15人以上)の廃止 (第85条)

- 技術革新等に起因する機能向上を伴う土地改良施設の更新事業における手続の簡素化

〔 第48条、第85条の3及び第87条の2 〕

- 土地に共有者がある場合等、合わせて一人の事業参加資格者とみなすとともに、代表者一人を選任する等の措置 (第113条の2)